

よくあるお問い合わせ（経理ご担当者様向け）

1. スケジュール・ご提出物について

Q1. 今年の年末調整のスケジュールを教えてください。

A. 大まかな流れは以下の通りです。

- ～11月上旬：従業員の皆様へ電子申告の案内・受付開始
- 11月中：当事務所の担当者が全従業員の申告データを確認・承認
- 12月上旬～：当事務所にて計算・内容の最終確認を随時行います

Q2. 従業員が提出期限に遅れた場合、どうすればよいですか？

A. 当事務所へのデータ提出が間に合わない場合、扶養親族や保険料控除が不要ということで年末調整を行います。控除を追加したい方はご自身で確定申告が必要です。

Q3. 従業員がアップロードした控除証明書の「原本」は、事務所に送る必要がありますか？

A. いいえ、当事務所へお送りいただく必要はございません。ただし、控除証明書の原本は法令により発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものが必要のため、会社（給与支払者）で7年間保管する義務がございます。お手数ですが、従業員の皆様から必ず原本を回収し、貴社にて大切に保管いただきますようお願いいたします。

2. 電子申告システム（EdgeTracker 年末調整）について

Q4. 従業員のメールアドレスが変わりました。

A. メールアドレスはシステムのログイン ID として使用しています。メールアドレスを変更された場合は当事務所担当者までご連絡ください。ログイン ID を再設定いたします。

Q5. 従業員の中で紙で提出する人と電子で申告する人を分けることはできますか。

A. 可能です。その場合はどの従業員が、どちらの方法で提出するのかを明確にして当事務所担当者へご連絡ください。

Q6. 11月や12月に入社した社員がいます。年末調整の対象になりますか？

A. はい、年末調整の対象となります。対象者を追加登録しますので、入社後速やかに当事務所までお知らせください。その際、前職があるかをご確認いただき、ある場合は前職の源泉徴収票を必ずご提出いただくよう、その従業員の方にお伝えください。

Q7. 従業員から「昨年のデータが反映されていない」と問い合わせがありました。

A. 今年は導入初年度のため、昨年の保険料控除などは反映されておりません。（扶養情報は昨年のもので反映されています）また、昨年に当事務所で年末調整を行っていない従業員（中途入社の方など）も前年データは反映されません。お手数ですが、最初から全ての情報を入力していただくようご案内ください。

3. 個別ケース・申告内容について

Q8. 住宅ローン控除を初めて受ける従業員がいます。どうすればよいですか？

A. 住宅ローン控除の1年目は、年末調整では対応できず、従業員ご本人が確定申告を行う必要があります。2年目以降は、税務署から送付される「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」と、金融機関発行の「年末残高等証明書」を提出することで年末調整が可能です。